



## 福山市景観計画 Landscape Plan of FUKUYAMA City

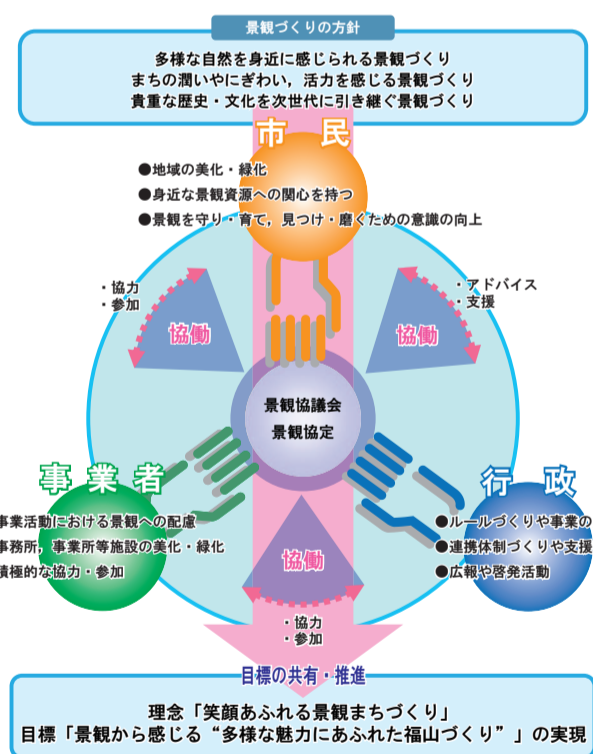
### 概要版



## 景観づくりに向けた取組

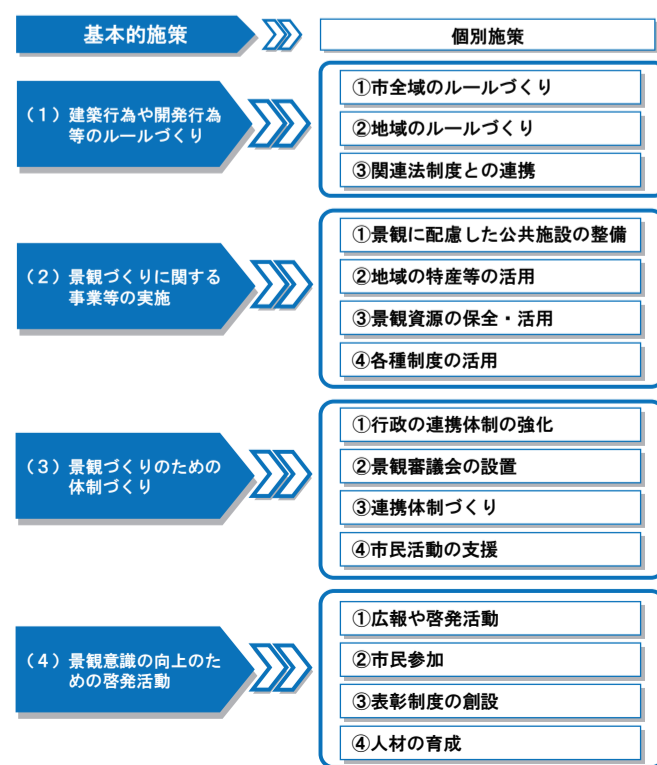
### 協働による景観づくり

景観づくりは、行政だけでなく、市民・事業者なども取組の主体であることを認識し、それぞれが責任と役割を分担しながら、協働により進めていくことが重要です。



### 景観づくりの施策

景観づくりの方針などを踏まえ、良好な景観づくりのための基本的施策として、(1) 建築行為や開発行為等のルールづくり、(2) 景観づくりに関する事業等の実施、(3) 景観づくりのための体制づくり、(4) 景観意識の向上のための啓発活動などを進めていきます。



## はじめに

### 福山市景観計画とは

2005年(平成17年)に景観法(平成16年法律第110号)が全面施行され、市町村などが地域の特性を生かした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。  
福山市景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるものです。  
この計画は、本市の景観特性や市民の皆様の意見を踏まえて、景観づくりの基本的な考え方を定めるとともに、景観法の制度を活用した実効性のある取組について示すものです。

## 福山市の景観特性

### 福山らしい魅力的な景観

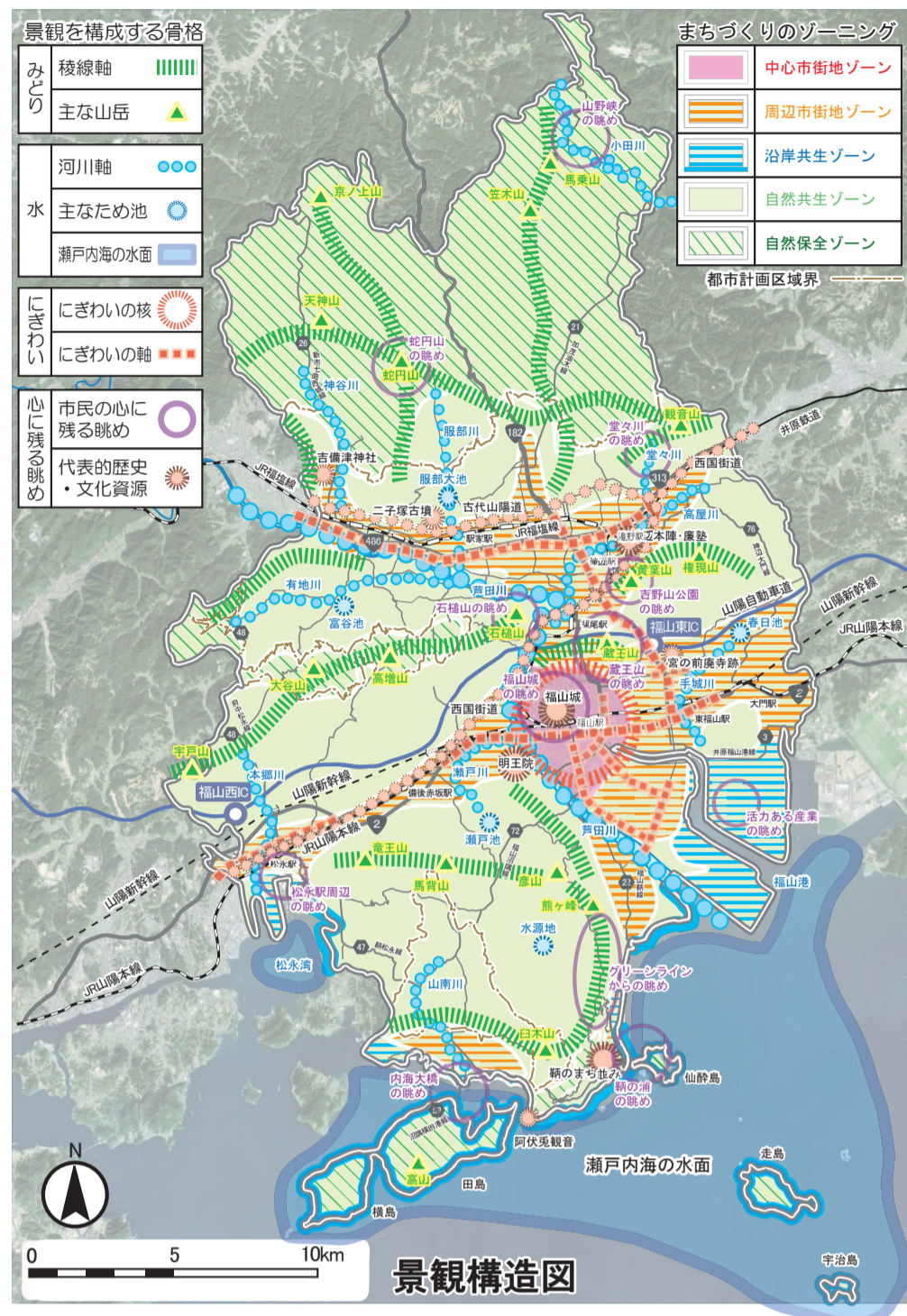
福山らしい魅力的な景観を構成する骨格を「みどり」、「水」、「にぎわいの核と軸」、「心に残る眺め」の4つの要素によって整理します。

#### みどり

- ◆本市の地形は、蛇円山や石植山などの山並みのみどりを背景にして、海側に開く形をなしています。
- ◆起伏に富んだ山々や山辺を縁取る連続した斜面地、里山などは、四季折々に表情を変え、潤いや季節を感じさせてくれます。

#### にぎわいの核と軸

- ◆市中心部では、福山駅南側を中心に商業・業務施設が広がり、快適な都市の生活を演出しています。一方で、本市のシンボルである福山城とその周辺の山々や公園・緑地帯などのばらばら吹き誇る空間は、人々の憩いの場となっています。こうしたにぎわいの核は、市民だけでなく訪れる人々にも、まちの活気と福山らしさを伝えるものです。
- ◆地域生活を支える拠点となる地区や、これら拠点を結ぶ市街地を走る幹線道路も、商業・サービス施設の立地による活力や、街路樹などの修景による潤いなどを感じさせてくれます。



#### 水

- ◆広大な平野や道路・鉄道網など、本市を形づくるもの多くは、市域を貫く一級河川芦田川の水系に沿って発展してきました。また、小さな河川やため池も多く、これらは、周辺の市街地に潤いを与えてくれます。
- ◆穏やかな瀬戸内の海面とそこに浮かぶ大小の島々が織り成す多島美、美しい海岸線なども、ふるさとの姿を感じさせてくれます。

#### 心に残る眺め

- ◆自然や歴史・文化、生活を感じさせてくれる風景などが、心に残る眺めの大きな要素となります。
- ◆市民が「福山の心に残る景観や素晴らしい眺め」として掲げた福山城や橋の浦、グリーンライン(一般県道後山公園洗谷線)、蔵王山山頂、内海大橋などは、本市の自然や歴史・文化、生活を象徴しており、安らぎを与えてくれます。こうした眺めは人々の心の中に息づいています。

発行 福山市建設局都市部都市計画課  
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号  
E-mail:foshici@city.fukuyama.hiroshima.jp  
TEL:084-928-1092 FAX:084-928-1735  
策定 2011年(平成23年)3月  
部分改定 2019年(平成31年)3月



### 協働による景観づくり

### 良好な景観づくりのための行為の制限

景観の整備・保全に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模行為について、景観計画区域(大規模行為届出対象区域)を対象として、「届出が必要な事項」と「景観づくりの基準」により、法に基づく届出・勧告のもと、良好な景観づくりへ向けた規制、誘導を図ります。

#### 【主な届出対象行為】

建築物の新築、増築、改築又は移転	工作物	建築又は架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物以外の工作物の修繕等
<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、ただし、増築し、又は改築しようとする場合、その増築又は改築に係る部分の高さが13m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内であるものを除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物の建設等</li> <li>(イ) 擁壁その他これに類するものの建設等</li> <li>(ウ) 架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物以外の工作物の新築、増築、改築又は移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物又は修繕等</li> </ul>

#### 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で外観の変更を生ずることとなるもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	水面の埋立て又は干拓
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為を行う土地の区域が、都市計画区域内に全てある場合は都市計画区域の内外にわたる場合にあっては面積が3,000㎡、都市計画区域外に全てある場合にあっては面積が10,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5mを超え、又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為を行う区域の面積が200㎡を超えるもの</li> </ul>

#### 【景観づくりの基準】

##### 1) 大規模行為に共通する事項

事項	景観づくりの基準
基本的遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>本計画に定める「第2章 2 良好な景観の形成に関する方針」の内容に沿ったものとするよう努める。</li> <li>地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠・色彩・素材等の工夫により周辺の景観と調和するよう努めるとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。</li> <li>行為に当たっては、その周辺地域の状況や、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証を行う。</li> </ol>
位置	<ol style="list-style-type: none"> <li>行為地の選定に当たっては、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。</li> <li>行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全と調和が図られるよう配慮した位置とする。</li> <li>周辺への圧迫感を緩和するよう配慮した位置とする。</li> <li>行為地が、山縁の近傍にある場合は、視線を乱さないよう、できる限り屋根から低い位置とする。</li> </ol>
敷地の緑化	敷地内においては周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に努める。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>屋外駐車場は、できる限り出入口を限定する。</li> </ol>

##### 2) 建築物の建築等

事項	景観づくりの基準
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。</li> <li>周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。</li> </ol>
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> <li>基調となる色彩は、日本工業規格の色名(JIS Z 8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた有彩色、無彩色又は寒色系を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。</li> </ol>
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用を配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。

##### 3) 工作物の建設等

事項	景観づくりの基準
原則として、2) 建築物の建築等の基準に準じる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態・意匠、色彩、素材を工夫し、周辺の景観との調和を図る。	
(ア) 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物(これらに支持物を含む。以下「架空電線路等」という。)の建設等	<ol style="list-style-type: none"> <li>架空電線路等のルートについては、周辺の景観に配慮する。</li> <li>架空電線路等の本数は、可能な限りまとめることとし、少なくなるよう配慮する。</li> <li>幹線道路における架空電線路等の横断は可能な限り避けるよう努める。また、横断が必要な場合は、地中化に努める。</li> </ol>
(イ) 擁壁その他これに類するもの(以下「擁壁等」という。)の建設等	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。</li> <li>道路(私道を除く。以下同じ。)に面して設ける場合は、できるだけ道路から後退させ、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない工夫を行う。</li> </ol>

##### 4) 開発行為

事項	景観づくりの基準
方法及び変更後の形状	<ol style="list-style-type: none"> <li>長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>勾配は、できる限り緩やかなものとする。</li> <li>周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</li> </ol> </li> <li>できる限り自然植生と調和し緑化等により修景する。</li> <li>跡地利用計画を考慮した行為の実施に心がけるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</li> <li>前記2.の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により緩やかな修景を行う。</li> </ol>
その他	行為終了後、土地の不整形な部分又は細分は避ける。

##### 5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	景観づくりの基準
位置	敷地外からの土の出入口は、できる限り限定するとともに、土地の開墾や土石の採取又は鉱物の掘採が道路からできる限り見えにくい位置とする。
その他	4) 開発行為の方法及び変更後の形状の基準に準じる。

##### 6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観づくりの基準
位置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、堆積物が道路の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。</li> <li>できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積に配慮する。</li> </ol>
その他	4) 開発行為の方法及び変更後の形状の基準に準じる。

##### 7) 水面の埋立て又は干拓

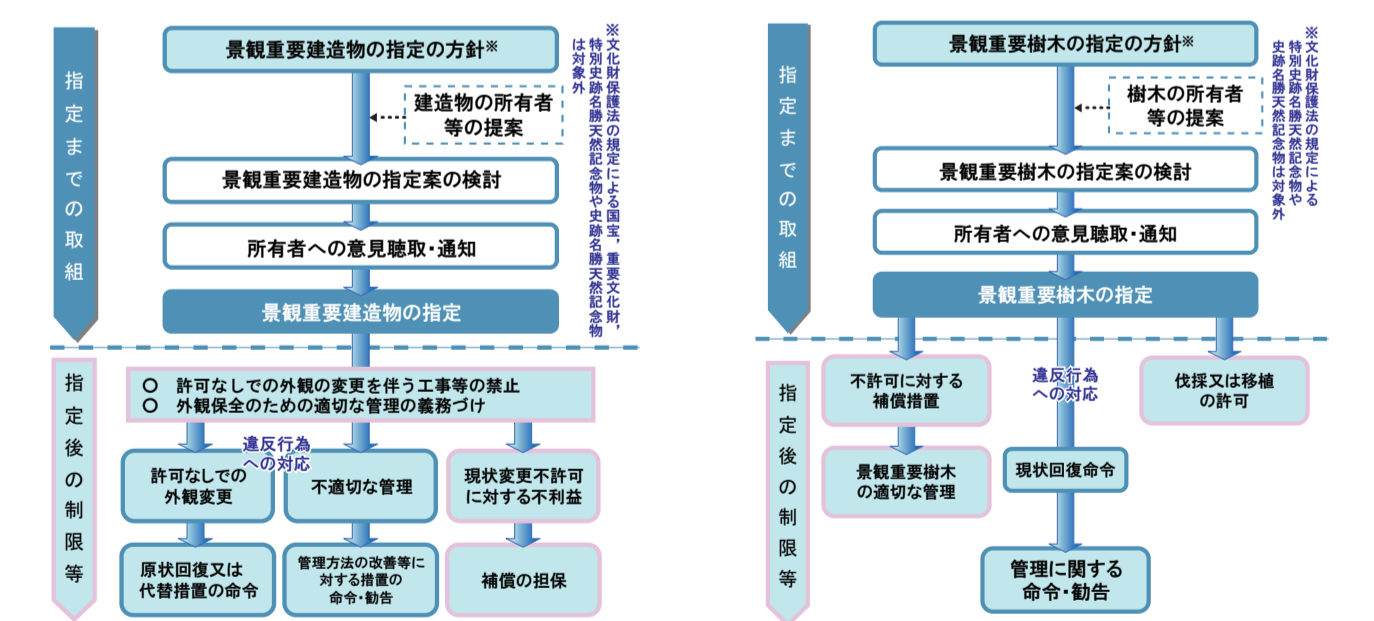
事項	景観づくりの基準
方法及び変更後の形状	埋立て又は干拓における、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

### 景観形成地区の基本的な方針

今後、本市を代表する優れた景観を有し重点的な取組が必要な地区や、本市の景観づくりを進める上で先導的な取組をめざす地区、さらに、良好な景観を守り・育て、見つけ・磨くために、地域の特徴を生かした取組を進める地区や、協働により積極的な取組を進める地区について、地域住民との合意形成を図りながら、地区内の景観特性を踏まえた区域や方針を定め、各種法制度の活用も含めてきめ細かなルールづくりなどを検討していきます。合意形成が整い、景観形成地区を活用する場合には、本計画に景観形成地区を定め、地区の状況に応じた取組を進めていきます。

### 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観づくりに重要な役割を果たしている建造物や樹木を、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定し、その適切な保全・活用を図ります。

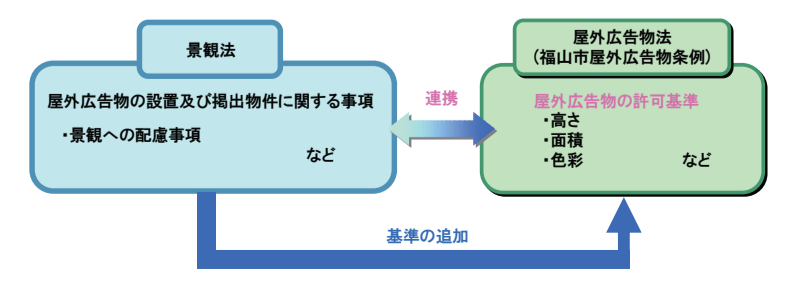


### その他の良好な景観づくり

その他の良好な景観づくりの取組としては、「屋外広告物の表示や物件の設置についての基本的な方針」と「景観重要公共施設の整備についての基本的な方針」を示しています。

#### 【屋外広告物の表示や物件の設置についての基本的な方針】

現在、屋外広告物の表示・掲出は、福山市屋外広告物条例に基づき運用がなされていますが、今後は、景観施策との連携により、屋外広告物の禁止地域等の指定や地域の特性に配慮した許可基準などについても検討します。



#### 【景観重要公共施設の整備についての基本的な方針】

景観づくりについて、道路、河川、公園等の公共施設が果たす役割は大きく、公共施設の整備や管理については、景観づくりにとも配慮した取組が必要です。今後は、「良好な景観の形成に関する方針」に沿って景観に配慮した整備を検討するとともに、道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観上重要なものについては、各施設の管理者と協議の上、同意を得た場合又は要請を受けた場合は、景観法に基づく「景観重要公共施設」への指定などにより、先導的な取組を検討します。

